

JIS 見直しに係る審議の変更について

日本産業規格（以下、JIS という。）は、産業標準化法に基づき、JIS を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも 5 年を経過するまでに見直す必要があります。2019 年度に認定産業標準作成機関の活動を始めてから、当会では、多数の JIS があることから効率的な運用のために、別添 1 のとおり、毎年度一括して JIS 見直しを行うこととしております。

この中で、産業標準作成委員会の審議は、「JIS 見直しの審議」にて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定し、その後 JIS 案作成予定一覧表の公表等によって利害関係者の意向を適切に反映した上で、「JIS 確認及び JIS 廃止の申出に係る審議」を行うこととしております。

一方、JIS 見直しについては、2019 年度から上記のとおり適切なプロセスに基づき実施し実績を重ねてきたこと、また、「JIS 見直しの審議」及び「JIS 確認及び JIS 廃止の申出に係る審議」については、何人かの委員からそれぞれの審議の内容は類似しており違いが分かりにくいといったご意見もございました。

そこで、利害関係者の意向の適切な反映を維持しながら、さらなる効率化・合理化のために、産業標準作成委員会の審議を 1 回に集約したいと考えております。

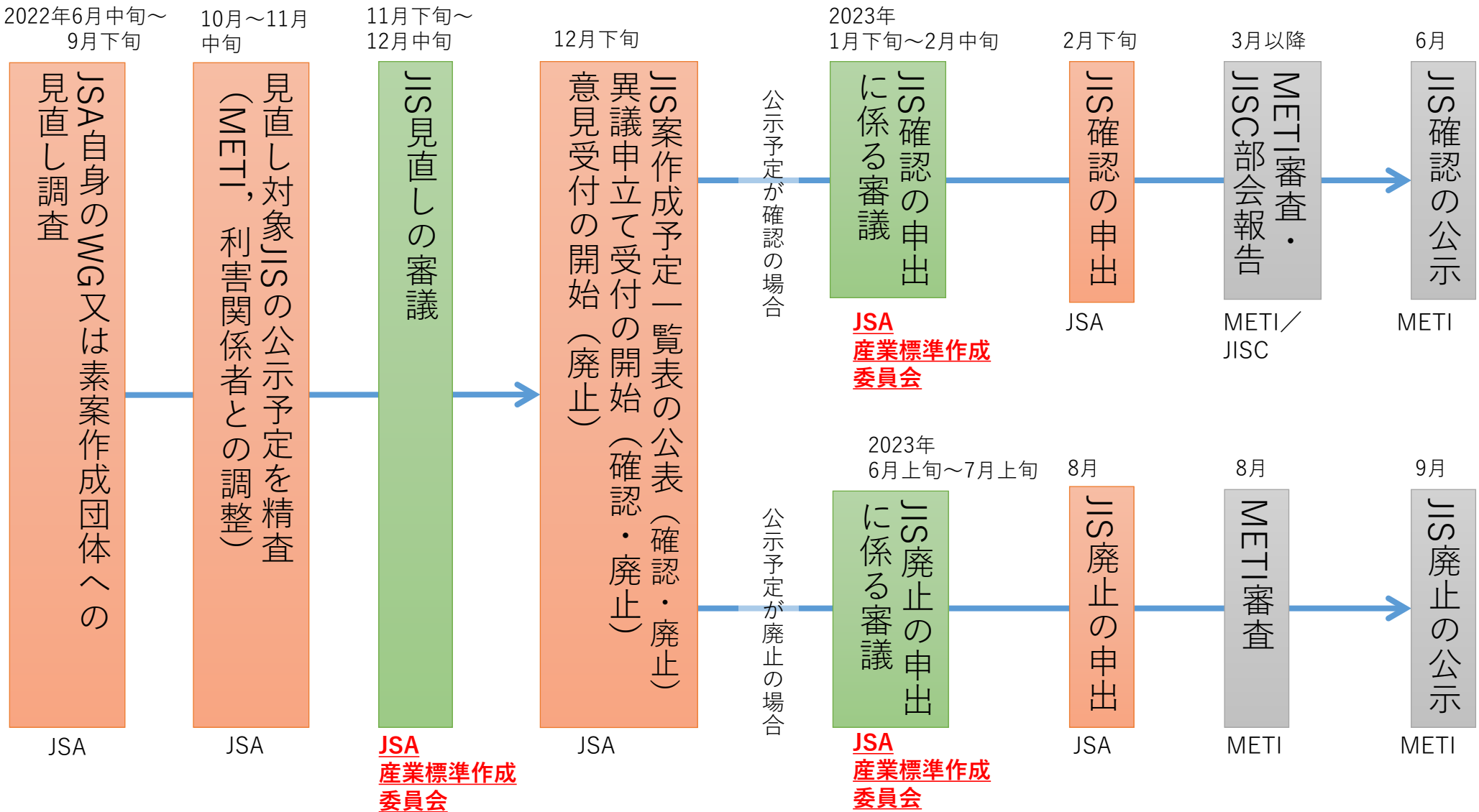
つきましては、JIS 見直しに係る審議について、別添 2 の変更を行い、本年度から別添 3 の変更案のとおり実施してよろしいか、ご審議をお願いいたします。

以上

(2022年度審議資料から抜粋)

別添1 : JISの見直しに関する審議 (従来)

(1) JIS見直しの流れ



(2) JIS見直しの審議について

目的： 次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

1. 利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、調査します。
 - ※ 見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。
 - ※ 技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するかなどを調査します。

(2) JIS見直しの審議について (続き)

2. JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案（以下、JIS見直し案という。）を理由とともに作成します。

その際には、必要に応じて、JSA自身のWG又は素案作成団体に事実確認を行います。

その後、産業標準作成委員会にお諮りします。

- ※ 当該JISが次に該当し、次年度までに「改正」又は「廃止」の公示を予定している場合は、JIS見直し案を「改正」又は「廃止」とします。
- ※ 当該JISが次に該当し、これから改正又は廃止に着手するため、次年度までに「改正」若しくは「廃止」の公示ができない場合、又は次に該当しない場合は、JIS見直し案を「確認」とします。

改正又は廃止が必要な要因
市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要
社会的要因で規定内容の変更が必要（環境問題など）
対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要
対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要
引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用すべきJISが新たに制定された
引用（参照）法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用（参照）すべき法規が新たに制定された
技術の陳腐化・利用の縮小等、JISの廃止が妥当

(2) JIS見直しの審議について (続き)

3. 産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。
 - ※ JIS見直し案の資料については、JSAで事実確認を行っております。
 - ※ 対応国際規格などの改廃状況は、資料2別添2の参照文書（JSA調査結果）に記載しております。
 - ※ ご承認いただいたJIS見直しのうち、公示予定が「確認」及び「廃止」のJISは、JIS作成予定一覧表としてJSAホームページに掲載します。
(利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び異議申立ての機会の確保のため)

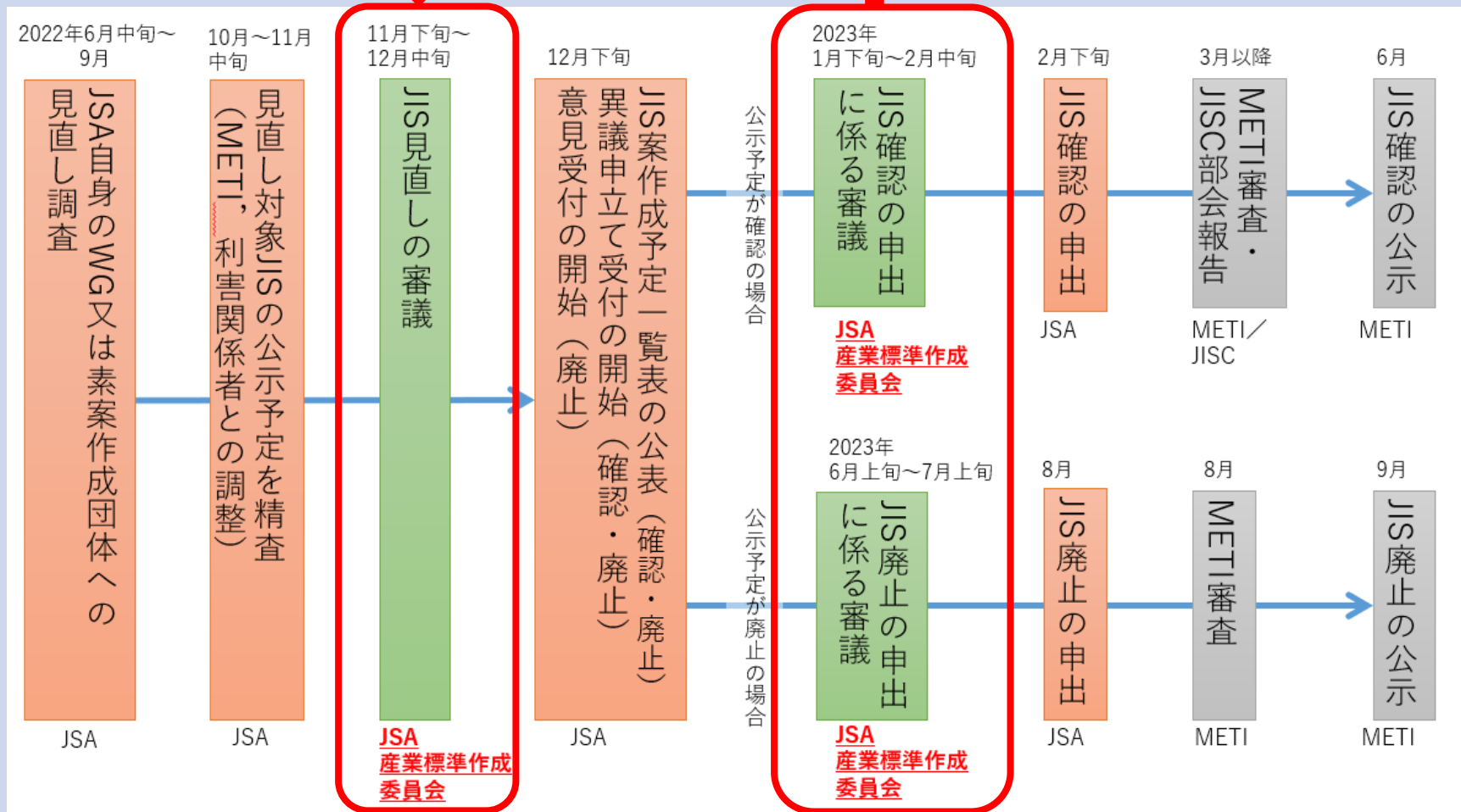
(3) JIS確認の申出に係る審議

目的： 利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを経て、
主務大臣にJISの確認の申出をしてよいかどうかを決定します。

1. 確認のJIS作成予定一覧表の公表によって、利害関係者の意向を確認した後、JSAが日本産業規格作成審議経過報告書（確認）を作成します。
 - ※ 当該報告書では、確認の申出を行う対象JIS、確認する理由、認定機関としてのプロセスの結果（JIS見直しの審議～確認のJIS作成予定一覧表の公表の結果）を示しております。
2. 産業標準作成委員会で日本産業規格作成審議経過報告書（確認）に基づき、ご審議いただきます。
 - ※ JIS見直しの審議の結果から変更がある場合は、JSAからその旨産業標準作成委員会にご報告いたします。
3. 産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認の申出を行います。

別添2 : JIS見直しに係る審議の変更点

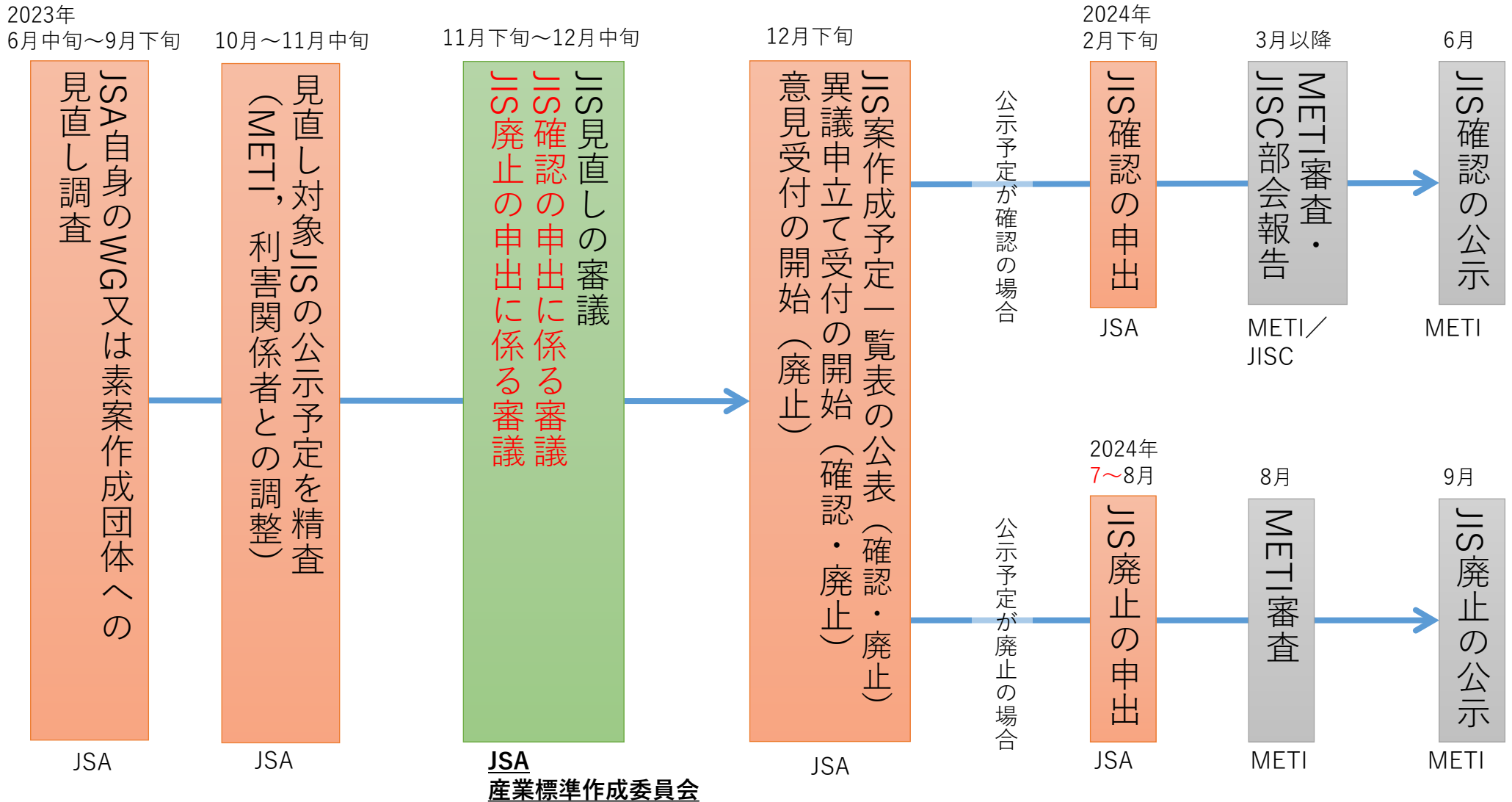
産業標準作成委員会の審議を1回に集約 (2022年度審議資料を基に編集)
 ただし、異議申立て、意見受付などの結果によっては、必要に応じて、再審議とする。



赤字：変更箇所

別添3：JISの見直しに関する審議（変更案）

（1）JIS見直しの流れ



(2) JIS見直しの審議について

目的： 次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

1. 利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、調査します。

- ※ 見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。
- ※ 技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するかなどを調査します。

(2) JIS見直しの審議について (続き)

2. JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案（以下、JIS見直し案という。）を理由とともに作成します。

その際には、必要に応じて、JSA自身のWG又は素案作成団体に事実確認を行います。

その後、産業標準作成委員会にお諮りします。

※ 当該JISが次に該当し、次年度までに「改正」又は「廃止」の公示を予定している場合は、JIS見直し案を「改正」又は「廃止」とします。

※ 当該JISが次に該当し、これから改正又は廃止に着手するため、次年度までに「改正」若しくは「廃止」の公示ができない場合、又は次に該当しない場合は、JIS見直し案を「確認」とします。

改正又は廃止が必要な要因
市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要
社会的要因で規定内容の変更が必要（環境問題など）
対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要
対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要
引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用すべきJISが新たに制定された
引用（参照）法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用（参照）すべき法規が新たに制定された
技術の陳腐化・利用の縮小等、JISの廃止が妥当

(2) JIS見直しの審議について (続き)

3. 産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。

【JIS見直し案の例：資料2 別添4】

- ※ JIS見直し案の資料については、JSAで事実確認を行っております。
- ※ 対応国際規格などの改廃状況は、資料の参照文書（JSA調査結果）に記載しております。
- ※ ご承認いただいたJIS見直しのうち、公示予定が「確認」及び「廃止」のJISは、JIS作成予定一覧表としてJSAホームページに掲載します。
(利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び異議申立ての機会の確保のため)

(3) JIS確認及び廃止の申出に係る審議

赤字：変更箇所

目的： 利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを通し、
主務大臣にJISの確認及び廃止の申出をしてよいかどうかを決定します。

1. JIS見直しの審議と同時に、JSAが作成審議経過報告書（確認及び廃止）（案）を作成します。

※ 当該報告書では、確認及び廃止の申出を行う対象JIS、確認及び廃止する理由、認定機関としてのプロセスの予定（JIS見直しの審議～JIS作成予定一覧表の公表結果（確認及び廃止）（予定）、並びに意見受付公告結果（廃止）（予定））を示しております。

2. 産業標準作成委員会で作成審議経過報告書（確認及び廃止）（案）に基づき、ご審議いただきます。

作成審議経過報告書の例：確認【資料2 別添5】、廃止【資料2 別添6】

3. 審議後、JIS作成予定一覧表の公表（確認及び廃止）及び意見受付公告（廃止）によって、利害関係者の意向を確認します。

※ これによって利害関係者から意見等があった場合で、議決結果の変更又は意見等を採用しない場合は、再度、産業標準作成委員会にお諮りいたします。ただし、意見の提出がない、又は審議の結果に影響を与えない場合は
4. 申出へと進みます。

4. 産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認及び廃止の申出を行います。

資料2 別添4_JIS見直し案の例_2022年度適合性評価分野

2023年度に見直し期限を迎えるJISの見直し(案)(適合性評価分野)

【JIS書誌情報】

規格番号	規格名称	公示予定 (確認、改正、廃止又は“-”を入力)	左記理由	対応国際規格との整合	備考	素案作成団体	書誌情報				参照文書 (JSA調査結果)			対応国際規格	対応国際規格の同等性	JIS制定年月日	JIS最新改正日	
							規格番号及び西暦年	最新 公示 種類 年月日	主務大臣	専門委員会	対応国際規格	引用JIS	引用国際規格					
JIS Q 0030:2019	標準物質—選択された用語及び定義	確認	対応国際規格の改訂が予定されており、その動向を踏まえて検討する必要があるため。	1: IDT		無	JIS Q 0030:2019	改正	2019/1/21	経産	適合性評価・管理システム・サービス規格	◎	-	-	ISO Guide 30:2015	IDT	1997/03/20	2019/01/21
JIS Q 17011:2018	適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項	確認	対応国際規格が改正、廃止等されていないとともに、技術的な環境変化も生じていないため、現時点ではJISの改正の必要がない	1: IDT		無	JIS Q 17011:2018	改正	2018/7/20	経産	適合性評価・管理システム・サービス規格	◎	×	-	ISO/IEC 17011:2017	IDT	2005/07/20	2018/07/20
JIS Q 17025:2018	試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項	確認	対応国際規格が改正、廃止等されていないとともに、技術的な環境変化も生じていないため、現時点ではJISの改正の必要がない	1: IDT		無	JIS Q 17025:2018	改正	2018/7/20	経産	適合性評価・管理システム・サービス規格	◎	×	◎	ISO/IEC 17025:2017	IDT	2000/06/20	2018/07/20
JIS Q 17067:2014	適合性評価—製品認証の基礎及び製品認証スキームのための指針	確認	対応国際規格が改正、廃止等されていないとともに、技術的な環境変化も生じていないため、現時点ではJISの改正の必要がない	1: IDT		無	JIS Q 17067:2014	確認	2018/10/22	経産	適合性評価・管理システム・サービス規格	◎	×	-	ISO/IEC 17067:2013	IDT	2014/01/20	

参照文書の記号の説明：
 ◎ 当該JIS発効時の参照文書のすべてが、改廃されずに、継続している。
 × 当該JIS発効時以降、参照文書の一部及び/又は全てが、改

書誌情報・参照文書の説明

- ・ **書誌情報欄** 調査対象JISの書誌情報を記載しています。
 調査票に記載しているJISは、貴団体が単独で原案を作成された他団体と共同して作成されたJISにつきましては、**他団体と調整の上**、調査票への記入をお願い致します。
- ・ **参照文書(JSA調査結果)における記号とその内容**
 ここでいう参照文書とは、対応国際規格、引用JIS及び引用国際規格のことです。
 この部分は、JSAが行った調査結果(後述の別紙3)をまとめたもので、参照文書のそれぞれの種類ごとに、その現状を次の記号で示しています。

記号	内容
◎	当該JIS発効時の参照文書のすべてが、改廃されずに、存続している。
×	当該JIS発効時以降、参照文書の一部及び/又は全てが、改正及び/又は廃止されている(現状が不明なものも含む)。
—	当該JISに参照文書がない。

日本産業規格作成審議経過報告書（確認）

1. 確認の申出を行う日本産業規格

JIS ● ●●●● ●●●●●●●●●● 外●件（別紙1のとおり）

2. 確認の申出を行う日本産業規格に係る主務大臣

経済産業大臣専管

3. 確認の理由

別紙1の日本産業規格は、産業標準化法第17条の規定による見直し期限を2023年度に迎えるものであるが、認定産業標準作成機関として、関係各方面の意見を調査し検討した結果、現行の日本産業規格がなお適正であると認められることから、確認すべきものとして申出する。

4. 確認の申出を行う日本産業規格の作成及び審議に関する事項

(1) 認定産業標準作成機関名；一般財団法人日本規格協会（JSA）

(2) 法令上の区分；

産業標準化法第16条において準用する同法第14条第1項に基づく申出

(3) 産業標準作成委員会名；

●●分野産業標準作成委員会

(4) 産業標準作成委員会の委員構成表及び開催状況；

別紙2に記載のとおり。

(5) 作成審議経過

別紙2に記載のとおり。

以上

確認の申出を行う日本産業規格

No.	規格番号	規格名称
1	●●●●●	●●●●●●●●●●
2	●●●●●	●●●●●●●●●●
3	●●●●●	●●●●●●●●●●
4	●●●●●	●●●●●●●●●●
5	●●●●●	●●●●●●●●●●
6	●●●●●	●●●●●●●●●●
7	●●●●●	●●●●●●●●●●
8	●●●●●	●●●●●●●●●●
9	●●●●●	●●●●●●●●●●
10	●●●●●	●●●●●●●●●●

1. 産業標準作成委員会の委員構成表

1. 1 ●●分野産業標準作成委員会構成員名簿

	氏名	所属	種別
(委員長)	●● ●●	●●●●●●●●	中立者
(委員)	●● ●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	生産者
	●● ●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	使用者
	●● ●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	
(関係者)	●● ●●	●●●●●●●●	—
(事務局)	●● ●●	一般財団法人日本規格協会	
	●● ●●	一般財団法人日本規格協会	
	●● ●●	一般財団法人日本規格協会	

2. 委員会開催状況

開催年月日	委員会区分	出席者数又は回答者数(名)
2023年12月●日(予定)	産業標準作成委員会	●/●

3. 作成審議経過(予定)

- ①産業標準案作成対象テーマの審議(JIS見直しの審議)、並びに
産業標準案の作成及び審議(確認の申出に係る審議);

2023年12月●日 産業標準作成委員会議決

- ②JIS作成予定一覧表の公表;

2023年12月●日～申出予定日(2024年2月下旬)までJSAウェブサイト掲載

- ③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保;

2023年12月●日～申出予定日(2024年2月下旬)までJSAウェブサイト掲載

- ④異議申立ての機会の確保;

2023年12月●日～申出予定日(2024年2月下旬)までJSAウェブサイト掲載

- ⑤議事録及び委員会資料の公開;

2023年12月●日 JSAウェブサイト掲載

4. 利害関係者の産業標準作成委員会への参加に関する内容(予定)

参加: 無

5. 異議申立てに関する内容及び結果(予定)

異議申立ての有無: 無

1. 産業標準案名

●●●●●●●●●●●●●●

2. 産業標準作成委員会の構成表

2. 1 情報分野産業標準作成委員会

	氏名	所属	種別
(委員長)	●● ●●	●●●●●●●●	中立者
(委員)	●● ●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	
(関係者)	●● ●●	●●●●●●●●	—
(事務局)	●● ●●	一般財団法人日本規格協会	
	●● ●●	一般財団法人日本規格協会	
	●● ●●	一般財団法人日本規格協会 TPM	

3. 委員会開催状況

開催年月日	委員会区分	出席者数(名)
2023年12月●日(予定)	産業標準作成委員会	●/●

4. 作成審議経過(予定)

①産業標準案作成対象テーマの審議、並びに

産業標準案の作成及び審議；

2023年12月●日 産業標準作成委員会議決

②JIS作成予定一覧表の公表；

2023年12月●日～申出予定日(2024年7月上旬)までJSAウェブサイト掲載

③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保；

2023年12月●日～申出予定日(2024年7月上旬)までJSAウェブサイト掲載

④異議申立ての機会の確保；

2023年12月●日～申出予定日(2024年7月上旬)までJSAウェブサイト掲載

⑤意見受付公告；

2023年12月●日～2024年2月●日までJSAウェブサイト掲載

⑥議事録及び委員会資料の公開；

2023年12月●日 JSAウェブサイト掲載

5. 利害関係者の産業標準作成委員会への参加に関する内容(予定)

参加： 無

6. 異議申立てに関する内容及び結果(予定)

異議申立ての有無： 無

7. 意見受付公告に関する内容及び結果(予定)

意見受付の有無： 無